

長崎市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（売買参加者の承認）

- 第26条 市場において卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 商号
 - (3) 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (3) 申請者が当該申請に係る市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
 - (4) 申請者が第28条第1項若しくは第2項又は第75条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
 - (5) 申請者（その者が法人であるときは、その役員）が暴力団員等であるとき。
 - (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (7) 申請者が市税、事業税、消費税及び地方消費税（申請者が個人であるときは、所得税を含む。）を滞納しているとき。

長崎市中央卸売市場業務条例施行規則（抜粋）

（売買参加者の承認申請）

第25条 条例第26条第2項の規定による承認申請書の提出は、売買参加者承認申請書（第23号様式）により行うものとし、当該申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の場合
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 使用人名簿
 - エ 役員の履歴書
 - オ 市町村長の発行する役員の身元証明書
 - カ 役員の住民票の写し
 - キ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
 - ク 省令別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書
 - ケ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
 - コ 申請者が他の法人に対する支配関係を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
 - サ 申請の日前30日以内の日現在において作成した純資産額調書
 - シ 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
 - ス 業務を執行する役員が、条例第26条第3項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (2) 個人の場合
 - ア 履歴書
 - イ 市町村長の発行する身元証明書
 - ウ 住民票の写し
 - エ 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
 - オ 申請者が条例第26条第3項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

長崎市中央卸売市場売買参加者承認等取扱要領（抜粋）

（資格要件）

第2条 条例第26条に規定する承認（以下単に「承認」という。）を受けようとする者は次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 原則として、長崎市において現に青果物を扱う店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を有し、市場における取引の能率化と流通秩序の保持を阻害するおそれがないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
- (2) 市場の卸売業者との間に、代金決済等に係る売買取引に関する協定を締結できる信用がある者で、かつ、取引業者に対し遅延した支払債務を有しないこと。

長崎市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（仲卸業者の数の最高限度）

第 17 条 仲卸業者（次条第 1 項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して市長が市場内に設置する店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、30 とする。

（仲卸業務の許可）

第 18 条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 商号
 - (3) 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
- 3 市長は、第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。
 - (3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。
 - (4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。
 - (6) 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうちに第 1 号から第 3 号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。
 - (7) 申請者（その者が法人であるときは、その役員）が暴力団員等であるとき。
 - (8) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (9) 第 1 項の許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。
 - (10) 申請者が市税、事業税、消費税及び地方消費税（申請者が個人であるときは、所得税を含む。）を滞納しているとき。

長崎市中央卸売市場業務条例施行規則（抜粋）

（業務の許可申請）

第 14 条 条例第 18 条第 2 項の規定による許可申請書の提出は、仲卸業務許可申請書（第 12 号様式）により行うものとし、当該申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の場合
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 使用人名簿
 - エ 役員の履歴書
 - オ 市町村長の発行する役員の身元証明書
 - カ 役員の住民票の写し
 - キ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
 - ク 省令別記様式第 2 号の例により作成した最近 2 年間における事業報告書
 - ケ 当該事業年度開始の日以後 2 年間における事業計画書
 - コ 申請者が他の法人に対する支配関係を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等の議決権の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
 - サ 申請の日前 30 日以内の日現在において作成した純資産額調書
 - シ 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
 - ス 業務を執行する役員が、条例第 18 条第 3 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (2) 個人の場合
 - ア 履歴書
 - イ 市町村長の発行する身元証明書
 - ウ 住民票の写し
 - エ 市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類
 - オ 申請者が条例第 18 条第 3 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面